

答申第35号

第1 審査会の結論

審査請求人からの保有個人情報開示請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由として、平成28年7月27日付け草庶第〇〇〇〇号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」といいます。）は妥当であると判断します。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、実施機関に対し、平成28年7月14日付けで、草加市個人情報保護条例（以下「本条例」といいます。）第17条第1項に基づき、草加市防犯カメラの私に関する顔認証データの開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件開示請求について、実施機関は、平成28年7月27日付け草庶第222号により本件不開示決定を行い、審査請求人に通知しました。
- 3 実施機関は、本件不開示決定の理由を
草加市が設置する防犯カメラにおいては顔認証システムを導入しておらず、対象となる保有個人情報が存在しないため
としました。
- 4 審査請求人から、実施機関に対し、平成28年9月2日に本件不開示決定を不服として、その取消しを求める審査請求書が提出され、草加市長から平成28年10月25日付け草契第〇〇〇〇号により当審査会に諮問されました。

第3 審査請求人の主張趣旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

私が、市役所のロビーで開示請求結果を待っていると、それまでいなかった警備員が、私の近くに待機します。平成27年度は、総務部庶務課においても、広聴相談課においても同様に現れ、偶然とは思えません。市民に秘密にしておきたい顔認証システムに対して、開示請求や不服申立てをしていることがクレーマー扱いされているのでしょうか。

市役所や消費生活センター（勤労福祉会館）で、入館する前後から警備員が出てきて、つきまとわれます。

上記のことから、顔認証システムの存在が推定されます。

よって、存在するはずの私に関する顔認証データの開示を求めます。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、保有個人情報不開示決定通知書、弁明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

本件開示請求は草加市が管理している防犯カメラ全てに対するものであったため、防犯カメラの設置状況等を把握している庶務課が取りまとめを行い、事務手続を進めました。

処分に当たっては、防犯カメラを設置している課等の長（関係各所属長）へ顔認証システムの導入状況及び審査請求人に関する顔認証データの存在の有無に関して照会を行い、全ての課等において顔認証システムを導入していない旨の回答を得ました。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報が存在していないことを理由に、保有個人情報不開示決定を行いました。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。」と規定するとともに、第16条において、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

このことは、今日の高度情報通信社会において、自己に関する情報をコントロールする権利の重要性に鑑み、本条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものといえます。

したがって、本条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己を本人とする保有個人情報の開示請求に対し、不開示の取扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

2 審査請求人が開示を求める保有個人情報について

本件開示請求に係る平成28年7月14日付けの保有個人情報開示請求書の「開示請求する保有個人情報の名称又は内容」欄によれば、審査請求人が本件開示請求で求めているのは「草加市防犯カメラの私に関する顔認

証データ、顔認証システムの有無」です。

本条例第16条第1項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」と定めていることから、本件開示請求の対象は「保有個人情報」に限定されています。同条例第2条第9号によれば、保有個人情報とは「実施機関が保有する公文書に記録された個人情報」をいい、同条第3号によれば個人情報とは「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）」をいうとされています。

そのため、審査請求人が開示を求めている「顔認証システムの有無」の部分は、保有個人情報の開示請求であると解することはできません。

他方、「草加市防犯カメラの私に関する顔認証データ」の部分については、仮にそれが存在するのであれば、「特定の個人を識別できるもの」に該当するため、保有個人情報の開示請求の対象になります。

審査請求人が、自己を本人とする顔認証データが存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は存在していないと主張しています。そこで、審査請求人を本人とする顔認証データの存否について判断します。

3 本件開示請求に係る審査請求人を本人とする顔認証データの存否について

本件審査請求に対する平成28年9月15日付け弁明書によれば、本件開示請求が草加市の管理している防犯カメラの全てに係るものであり、かつ、実施機関宛ての開示請求であったため、草加市庶務課（以下「庶務課」といいます。）が取りまとめを行い、事務手続を進めたとのことでした。同弁明書によれば、庶務課は、防犯カメラを設置している全ての課等へ顔認証システムの導入状況及び審査請求人を本人とする顔認証データの存在の有無を照会し、請求時においては、全ての課等において顔認証システムを導入していないとの回答を得ているとのことでした。

また、当審査会が審査会事務局に、草加市が設置する防犯（固定）カメラの設置状況、契約形態、データ保存期間等を調査させたところ、顔認証システムを導入しているものは存在しませんでした。

そのため、審査請求人を本人とする顔認証データは存在しないとする実施機関の主張に、不自然・不合理な点はありません。

これに対し、審査請求人は、自らのいくつかの実体験をもとに、自己を本人とする顔認証データが存在する旨主張していますが、いずれも推測の域を出ておらず、当該顔認証データの存在を裏付けるものではありません。

4 結論

以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報は不存在であり、本

件保有個人情報不開示決定は妥当であると判断します。

第6 審査の経過

本件審査請求に係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成28年10月25日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から本件審査請求の審査について諮問を受けました。
- 平成29年 2月 3日 審査請求人に対して、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 2月14日 審査請求人から2月10日付けの口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 2月21日 審査
- 3月15日 諮問実施機関に対し、諮問事案に係る関係資料の提出を求めました。
- 3月23日 審査請求人に対し、口頭意見陳述の日時等について通知しました。
諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 4月10日 諮問実施機関から、諮問事案に係る関係資料の提出がありました。
審査、審査請求人から口頭意見陳述を聴取しました。
諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について再度依頼しました。
- 5月 8日 審査、諮問実施機関から口頭理由説明を聴取しました。
- 5月22日 審査
- 6月12日 審査

平成29年 6月12日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 右 崎 正 博
委員 早 川 和 宏
委員 氏 家 宏 海